

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）	
吉田委員長	<p>1 審査案件</p> <p>(1)和泉市公文書の管理等に関する条例の制定(パブコメ前)</p> <p>事前配布の資料に記載している事項の他、補足説明などがあれば説明いただきたい。</p>
総務管財室	<p>条例案中で登場する歴史公文書、特定歴史公文書の定義について補足する。資料1の4ページ、「①公文書管理条例制定後の文書体系」を参照いただきたい。</p> <p>歴史公文書は歴史資料として重要な公文書としている。具体例は市政施行前の文書、条例・規則の制定・改廃、議案書・予算書等の議会関係の資料、総合計画等の基本計画の作成過程の資料、庁議等の重要な意思決定に係る会議資料、新型コロナウイルスに関する重要事項に係る資料等が該当する。</p> <p>これまでこのような重要資料は永年保存としていたが、今回の条例改正で保存年限を永年から30年保存に見直すことを予定している。新たに30年保存となる資料には、市政運営に係る重要資料も多く含まれており、歴史資料として重要なものであることから、歴史公文書と位置付けて、将来にわたって保存していこうというものである。</p> <p>特定歴史公文書については、資料1の6ページ目「③公文書のライフサイクルの変更点」を参照いただきたい。下の図の新制度では、公文書を取得・作成した際に、期間満了後の取扱い設定を行い、将来保存期間満了後に歴史公文書として保存すべきものか、廃棄するものかを選ぶ。この時点で残すべきものとして選ばれたものは、歴史公文書となる。そして保存期間が満了した際に評価選別を行い、保存すべきものとして残ったものを特定歴史公文書と位置付けて、永久保存し、市民の利用に供しようというものである。</p> <p>この新制度により、市民にとって公文書がより利用しやすくなると考えている。</p>
吉田委員長	<p>歴史公文書と特定歴史公文書について説明をいただいた。今回は総務管財室が提案部署なので、総務管財室から条例の提案部署に確認・協議した事項の説明はない。</p> <p>この案件について質問はあるか。</p>
奥委員	<p>新制度導入後の職員の業務負担について聞きたい。新制度では、文書の取得・作成時に期間満了後の取扱い設定を行い、期間満了後に評価選別を行うことになっているが、これはシステム上で保存や廃棄を選択するという理解でよいか。</p>
総務管財室	<p>そうである。</p>
奥委員	<p>それだけならば、今後公文書を文書管理システムに登録する際には、大きな負担は生じないと思うが、現在紙媒体で保管している公文書や、既に文書管理システムに登録済みの公文書についてまで、全てを仕分けるとなるとかなりの負担だと思うが、どのように考えているか。</p>
文化遺産活用課	<p>従来から保存している文書の評価選別には一定の作業量が見込まれるため、令和6年1</p>

	<p>月頃から各部署に永年保存文書を中心にヒアリングを行い、その内容を参考に評価選別の基準を策定する。この基準に基づき、令和7年度の上半期頃に、各部署においてアクセスの簿冊目録と照合しながら、残す残さないの一次選抜をし、その後、文化遺産活用課で二次選抜を行う予定である。具体的な目録との照合や目録の整備、評価選別の作業が発生するが、各部署をフォローしながら進めていく。</p> <p>既に文書管理システムに登録されている文書については、保存期間満了後に、各部署において、評価選別基準に基づいて選別を行うことになるが、今までも、保存期間満了後に各部署において、廃棄手続として、廃棄を行うか保存を続けるか判断していることから、新たな事務が発生することは想定していない。</p>
奥委員	全部署へのヒアリングの際に、こういう場合はどうすればよいかと質問ができるのか。
文化遺産活用課	そうである。
吉田委員長	質問は、条例施行で変わる事務の内容とその事務量だったが、事務量もそれほど変わらないという認識か。
文化遺産活用課	これまで永年保存としていた文書が30年保存になるので、昭和31年の市制施行から、30年前平成の始めごろまでの30数年分の文書について、評価選別を行うため、最初は一定の事務量の増加が見込まれるが、制度が動き出してからは、事務量は大きく変わらないと考えている。
吉田委員長	一定の事務量というのはどれくらいか。
文化遺産活用課	来年度1年間をかけて対応できる程度を考えている。
奥委員	そのために職員の増員が必要というレベルではなく、職員の時間外が少し増えるという程度か。
文化遺産活用課	そうである。
小泉委員	<p>そのような事由があるので、政策調整委員会の中で、来年度は文化遺産活用課の職員を削減せず、評価選別が終わってから職員を削減するという話があった。</p> <p>令和9年度から再任用職員を1名削減することになる。</p>
文化遺産活用課	新制度導入当初は評価選別の作業があるので、現行の職員体制を維持するが、制度が軌道に乗ってからは、市史編さん室を歴史館に統合する効果で職員の削減を行う。
西川委員	各担当部署で歴史公文書に該当するかを判断するのは容易ではないが、基準はあるか。

文化遺産活用課	各部署にヒアリングの上で評価選別の基準を策定する。我々も各部署の業務を全て理解しているわけではないので、ヒアリングをしながら、基準を策定する。具体的には、この部署ではこの文書を残していこうというのを協議して、それを踏まえて基準を策定していく。それに基づいて各部署には作業していただく。作業する中で、判断に迷うところがあれば、個別に相談して欲しい。
西川委員	基準があっても、実際に移管か廃棄かの判断で迷うことがあると思うが、その都度個別に相談ということか。
文化遺産活用課	そうである。
吉田委員長	総務管財室からも回答はあるか。
総務管財室	基本的には同じ回答で、迷った際にはその都度相談いただければ、総務管財室と文化遺産活用課が連携して対応する。文書管理システムにはファイル基準があり、毎年各部署で、ファイル基準を作成する際に保存期間を設定しているが、今後は保存期間とあわせて、保存期間終了後に教育委員会に移管するか、廃棄するのを選択していただくことになる。ファイル基準は2月頃に翌年度分を作成するので、その時に相談をしていただければ、こういう性質の文書なので、廃棄した方がよい、保存した方がよいと助言できると考える。年度途中で文書基準を作成する場合は、その都度相談があれば対応していく。
門林課長	歴史公文書の選定に当たっては、文書目録の整備等の作業が必要になると思うが、業務委託するのか、職員だけでやるのか、別途予算が必要になるのか、教えていただきたい。
文化遺産活用課	担当部署と文化遺産活用課で対応するので、別途委託費用等が必要になることはない。
門林委員	条例案第10条で文書の電子化の推進を謳っているが、既存の紙文書の電子化も予定しているのか。文書管理システムの更新やファイルサーバーの更新等、電子化に関わる方針や予算の見込みはどうなっているのか。歴史館では歴史文書のデジタルアーカイブも検討していると思うが、費用面はどうなっているか。これらについて教えて欲しい。
総務管財室	電子化について、既存の紙文書も対象と考えている。その際に、どの文書を、どの順番で電子化するのか、一定の基準に従って、優先順位をつけて電子化を進めていく。 文書管理システムの更新等については、予算の主管部署である政策企画室と調整しながら進めていきたい。
文化遺産活用課	歴史館のデジタルアーカイブ構築費用として500万円、ランニングコストとして月10万円年間120万円を見込んでいる。現在市史編さん室では、古文書や歴史公文書の調査の際にはデジタルカメラで資料撮影を行っている。過去にマイクロフィルムで撮影した資料についても、デジタルデータへのコンバートを進めている。令和7年度にデジタルアーカイブを

<p>門林委員</p>	<p>構築し、令和8年度歴史館のオープンに合わせて運用を開始する予定である。</p> <p>条例案第15条で特定歴史公文書の利用請求について規定しており、請求書の提出先は教育委員会となっているが、実際の請求場所はどこか。条例施行後は、情報公開条例で規定する情報公開請求の対象となる現用公文書と、本条例で規定する利用請求の対象となる特定歴史公文書の2種類が存在することになるが、市民にはその区別がつきにくい。市民が請求に来たが窓口が違った場合や、請求資料の対象期間が長く、一部が特定歴史公文書だった場合に、どのように対応する予定か。</p>
<p>総務管財室</p>	<p>特定歴史公文書の利用請求の場所は原則として歴史館だが、市民が本庁に来ることも想定される。対象文書が特定歴史公文書とわかっている場合は、文化遺産活用課で請求を受ける。市民が情報公開請求と思って総務管財室に来たが、特定歴史公文書と判明した場合は、文化遺産活用課の職員に総務管財室まで来てもらって対応を行うことを考えている。総務管財室と文化遺産活用課が連携をして、市民に混乱をきたさないように努めたい。</p>
<p>門林委員</p>	<p>請求のため歴史館に来た市民を本庁に案内したり、本庁に来た市民を歴史館に案内することが無いようにしていただきたい。</p> <p>次に、条例案第16条で特定歴史公文書の利用請求があった場合の事務手続について規定している。現用公文書の情報公開請求の場合は、受付や公開の場所は総務管財室だが、請求時に担当部署の職員が同席して、請求対象となる文書の範囲を特定したうえで請求を受け、担当部署で起案し、公開を行っている。特定歴史公文書では、教育委員会が請求範囲を特定して請求を受け、起案や公開の手続を行えるのか、事務フローについて確認したい。</p>
<p>総務管財室</p>	<p>基本的には、条例の規定のとおり教育委員会が手続を行うが、情報公開請求と同様に、公開・非公開の判断が必要であり、手続についても総務管財室の方が詳しいので、決定の際には総務管財室に合議してもらうことや、窓口対応等において、総務管財室が実務的なサポートを行うことを想定している。</p>
<p>門林委員</p>	<p>条例案第21条で不服審査手続について規定しているが、実際に不服審査請求はどの程度あると想定しているか。他市の実績等があれば教えていただきたい。</p>
<p>総務管財室</p>	<p>現時点で他市の実績については確認していないが、現用公文書の情報公開請求の審査請求が年間数件であり、特定歴史公文書の利用請求は、現用公文書の情報公開請求よりは少ないと考えられることから、多くても年1件程度と考える。</p>
<p>門林委員</p>	<p>審査請求は教育委員会に対応することになっているが、実際の事務はどうなるのか、教育委員会内で決裁するのか、市長部局が補助執行するのか。</p>
<p>総務管財室</p>	<p>審査請求に対する事務は、元処分を行った実施機関が対応している。特定歴史公文書の利用請求に対する決定は教育委員会が行うので、その決定に対する審査請求の審査庁は教</p>

<p>門林委員</p>	<p>育委員会となる。起案等の事務は、市長部局の補助執行ではなく、教育委員会の職員が行う。ただし、審査請求への対応には一定の知識が要求されるため、総務管財室の職員が実務的なサポートを行うことを想定している。</p> <p>総務管財室と文化遺産活用課の両部署が関わってくるが、事務を押し付け合うのではなく、協力体制をとっていく必要がある。また、担当者が変わっても、協力して事務を進めていきたいと思う。</p> <p>最後に一点、私自身も昨年担当者として条例案を検討した際に悩んだところであるが、条例案第15条では、特定歴史公文書の利用請求権者について、現用公文書の情報公開請求の場合と同様に、制限を加えている。現用公文書の場合は、情報公開請求に対して非公開の決定をして、審査請求があった場合に、事務手続が非常に煩雑になることから、請求権者に制限を加えているものと理解しているが、特定歴史公文書の場合は、長期間の保存期間が満了した文書であり、利用請求において公開するかが争いになる事例は、情報公開請求と比較して少ないと考えられる。</p> <p>特定歴史公文書は、時の経過によって、より公開に近いものと位置付けられる。情報公開請求の場合は、意思形成過程等の情報を公開しないことで、何故公開しないのか争いになったり、プレス対応に追われることもあるが、特定歴史公文書は非現用の文書なので、そういったことは少ないと考えられる。また、歴史館条例第1条では「郷土の歴史及び文化財についての市民の理解を深め、教育、学術及び文化の発展に寄与するため和泉市いずみの国歴史館を設置する。」とある。</p> <p>これらを踏まえると、和泉市の歴史を広く知ってもらうという観点から、誰でも利用請求ができるようにしてもよいのではないかと、私は昨年担当の時に思うこともあったが、最終的にこのような条例案とした理由について教えて欲しい。</p>
<p>総務管財室</p>	<p>請求権を認めるということは、情報公開請求と同様に、審査請求や行政訴訟を認めることであり、そのためのコストも生じることから、市民全体の利益のために、情報公開請求と同じように、市民以外の請求権を制限している。確かに、情報公開請求と比較すると、非公開の範囲が狭く、争いとなる可能性も低いとは思いますが、請求権者を制限する趣旨は、情報公開請求の場合と異なることなく、審査請求の件数が少ないからという理由で請求権を認めるものではないと考える。</p> <p>また、学術及び文化の発展のためという点について、利用請求権がない者でも、利用の申出が可能であり、この制度は、審査請求や行政訴訟ができない点以外は、公開できる範囲や公開期限は、市民等に認められる利用請求と全く同じであることから、利用請求権が認められないからと言って、学術及び文化の発展を阻害することにはならないと考える。</p>
<p>門林委員</p>	<p>件数が少ないのならば、万人に請求権を認めてもよいのではないかと考えたが、利用請求を万人に認めると、今度は情報公開請求も万人に認めろという話にもなりかねず、非常に難しいところであると思う。</p>
<p>総務管財室</p>	<p>実際に他の市町村では、審査請求を何十件、何百件と提起されて、事務が止まってしまう</p>

	<p>という事例があると聞いている。そうなると、市民サービスの低下を招き、市民のためにならないと考えている。市民等ではない人に対応するために、市民サービスを低下させる訳にはいかないので、利用請求権を制限した。</p>
吉田委員長	<p>ここまでの会議の中で、新しく発生する事務を誰が行うのかという話があった。これは例規審査というよりもマネジメントの話であるが、職員が直接行う必要が無い事務は、外部に委託するのが基本の流れである。単純作業を職員にさせる必要はないと概念的には思うが、今回は委託は行わず、職員が作業をするという話であった。業務のボリュームも影響すると思うが、職員が直接行わなければならない業務なのかという疑問は出ると思うので、考えておいて欲しい。</p>
	<p>次に、特定歴史公文書の利用について、論点は実務面と予想される。市役所本庁と歴史館のどちらに来ても、同じように対応ができるようにするとか、総務管財室が業務をサポートをするとか、誰が請求権を持つのかといったことについて説明してもらったが、わかりやすく見える化しておくことが必要である。条例案を読み込めば分かることではあるが、少なくともこのメンバーは制度を理解できるように、資料をまとめておくように。</p>
土本委員	<p>条例案第28条は委任に関するもので、「この章に定めるもののほか、文書委員会に関し必要な事項は、規則で定める。」とある。この規則とは、文脈から教育委員会規則のことであると私は解するが、人によっては規則とだけ書いてあるので市規則のことと思う人もいるのではないか。「教育委員会規則で定める」とか、「教育委員会が定める」とした方がよいのではないか。</p>
総務管財室	<p>第28条の規則は教育委員会規則を想定している。本市の他の条例では、教育委員会に委任している場合に、「規則で定める」と書いているものと、「教育委員会規則で定める」と書いているものの両方がある。「教育委員会規則で定める」でも問題がないと考えて条例案を作成したが、一つの条例の中で市長が定める規則と教育委員会が定める規則の2種類が登場しており、どちらの規則のことなのか疑義が生じかねない。指摘を踏まえて、「教育委員会が定める」又は「教育委員会規則で定める」等と明記するように修正を行う。</p>
森吉委員	<p>私は条例制定の背景については理解しているつもりであるが、今日の議論を聞いて、まだ実務面で課題が残っているように感じた。第16条は利用請求があった場合の事務に関する規程なので、内部で事務の連携をとって、市民に迷惑がかからないようにすればよいと思う。第15条の利用請求権者については、過去に担当であった門林委員の意見を聞くと、まだ十分に議論が尽くされていないように感じた。条例を提案するまでの間に推敲を重ね、もし危ないと感じるようであれば、提案時期をずらすことも含めて考えていく、それくらいの思いで条例の提案にあたるように。</p>
吉田委員長	<p>総務管財室を離れた者であっても、経験者はいるので、よく相談をして詳細を詰め、随時報告を行うように。最終的に条例を提案するののかの判断が必要であるが、森吉委員が言ったように、十分に議論が尽くされない場合は、名誉ある撤退も必要かもしれないというく</p>

	<p>らしいの気概で挑みたい。</p> <p>(2)和泉市いずみの国歴史館条例の一部改正(パブコメ前) 補足説明があればお願いします。</p>
吉田委員長	
文化遺産活用課	<p>これまでの経過や条例改正の背景については、追加資料にまとめているのでご参照いただきたい。</p>
吉田委員長	<p>この条例案について質問や意見はあるか。</p>
東委員	<p>改正後の第3条第1項について確認と疑義がある。</p> <p>まず、新しい歴史館のレイアウトのイメージは事前に伺い理解しているが、条例中の「展示して一般の利用に供する」とあるが、展示する場所は、歴史館に新たに作られる文書スペースなのか、現在の歴史館の展示スペースなのかどちらか。</p>
文化遺産活用課	<p>現在の歴史館の展示スペースである。</p>
東委員	<p>続いて、「展示して一般の利用に供すること」とあるが、この表現では、展示しているもののみが利用に供されるようにも捉えられる。そうではなく、特定歴史公文書のリストがあって、そのリストにあるものについて利用請求をして、利用ができるということなので、この表現で問題がないのか疑義があり、考えを伺いたい。</p>
文化遺産活用課	<p>例として挙げられた特定歴史公文書の利用については、第3条第2号に規定しており、第3条第1号は歴史館や市史編さん室で保存する古文書等の地域資料について規定しているものであるが、いずれにしても、同項中の「一般の利用に供する」とは、展示しているもののみを対象としている意図ではない。少しわかりにくい表現であったかもしれない。</p>
総務管財室	<p>少し紛らわしい表現であったと思うので、展示しているものだけを利用に供されるとは読めないように修正を行う。</p>
吉田委員長	<p>どのように修正するのか。</p>
総務管財室	<p>修正内容は内部で検討を行い、後日、回覧レポート等で報告を行う。</p>
東委員	<p>これも解釈の問題であるが、第3条第2号からは歴史館で特定歴史公文書を保存するように読めるが、実際の保存場所は庁舎第1分館である。機能は歴史館だが、場所は庁舎第1分館ということで、この表現で問題ないのか確認したい。</p>
総務管財室	<p>条例案第3条はあくまで歴史館が行う事業を規定したものであり、実際の場所を規定したのではないため、庁舎第一分館で文書を保存していたとしても、文言に問題はない。</p>

東委員	資料2の1ページ目の条例概要についても、12月議会の協議会報告に使用するのか。
文化遺産活用課	協議会報告では1ページ目の資料は使用しない。歴史館に文書館機能を持たせることについて報告する予定で、その中で関連して歴史館条例の改正についても報告する。 1ページ目の資料は協議会用に作り替える予定だ。
東委員	条例改正の必要性のところで、公文書管理条例が制定され、歴史館に文書館機能を持たせることが庁議で決定されるから、歴史館条例の規定整備が必要というように読めるが、もっと主体性のある理由で必要性を示すべきではないかと思った。 協議会は別の資料で説明するのであれば、問題ない。
文化遺産活用課	協議会報告では、歴史館に文書館機能を持たせる必要性を前面に出して説明し、その関連で条例改正についても説明したい。
東委員	歴史的公文書を広く市民の利用に供してPRをする、というのが今回の改正の趣旨ではないかと思う。
吉田委員長	議案書中の提出理由はそのような記載になっているが、資料は庁議の話になっているので、書き方を工夫するように。 協議会資料について、全ての案件の説明を受けているわけではないので、この件については、漏れることなく協議会前に説明を行うように。
門林委員	協議会報告について、総務企画委員会と厚生文教委員会で2本とも条例を報告するのか、各委員会で片方ずつ報告するのか、どちらになるのか。公文書管理条例は両方の委員会に関連するように思うが。
総務管財室	公文書管理条例は総務企画委員会で、歴史館条例は厚生文教委員会で協議を行う。
門林委員	公文書管理条例は教育委員会の関与する部分大きいことが気になる。
吉田委員長	委員会の順番でいうと、総務企画委員会が後で、先に厚生文教委員会で歴史館条例を検討することになる。そのあたりも考える必要がある。
門林委員	歴史館条例は厚生文教委員会でよいと思う。
小泉委員	門林委員は議案の審査のことを話しているのであれば、公文書管理条例は総務企画委員会に付託することではないか。
門林委員	議案については、総務企画委員会で審査することになると思うが。

前田委員	<p>歴史館が今後特定歴史公文書の管理をしていくということまで、厚生文教委員会には報告すべきではないかということか。</p>
門林委員	<p>そういうことである。条例審査については総務企画委員会になると思うが。</p>
森吉委員	<p>そんなに難しく考えなくても、協議会報告は厚生文教委員会と総務企画委員会の両方に行えばよい。最後の議案審査は総務企画委員会でよいが、協議会報告は丁寧に行えばよい。そのあたりの仕切りは小泉委員に願います。</p>
土本委員	<p>今回の歴史館条例の一部改正は、パブリックコメント前の審査であるが、私の認識では、パブリックコメントは、新たに市民に義務を課したり権利を制約する条例が対象で、その他には、新規制定の時にもパブリックコメントを行っているイメージがある。今回の歴史館条例の改正の内容は、事業を追加するものであるが、パブリックコメントが必要なのか。</p>
総務管財室	<p>パブリックコメント手続実施要綱の中で、条例に関してパブリックコメントを行うと定められているのは、市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例、市の基本的な制度を定める条例、市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例となっている。公文書管理条例については、市の基本的な制度を定める条例のためパブリックコメントが必要と考えている。歴史館条例は一部改正であり、これらに該当しないものの、公文書管理条例と深く関連しているので、公文書管理条例に付随してパブリックコメントを行うものである。</p>
土本委員	<p>公文書管理条例は重要なのでパブリックコメントが必要だと思うが、歴史館条例の改正は、公文書管理条例の参考として挙げる方法もあるのではないかと。2つの条例を並列で挙げるのか、公文書管理条例の参考として歴史館条例を挙げるのか、そのあたりも議論があるのではないかと。議論の場はここではないのかもしれないが。</p>
吉田委員長	<p>審議のプロセスなので、例規等審査委員会の場で議論すべきことであろう。今日結論を出さないといけないわけではないが、今後検討して、考えを報告するように。</p>
総務管財室	<p>所管部署の広報・協働推進室とも協議して、報告を行う。</p>
土本委員	<p>今回の審査案件2件で、3つの条例を制定・改正することになっている。公文書管理条例の附則で情報公開条例を改正する。両者は主と従の関係にあるからだ、というのはわかるが、それでは歴史館条例も、公文書管理条例の改正に伴う付随的な改正だとして、公文書管理条例の附則で改正するという考え方もあると思う。</p> <p>私自身はそうではないと理解しているが、歴史館条例は公文書管理条例の附則で改正するのではなく、別個の条例で改正する理由を、きちんと説明できるように両部署で共有しておいてほしい。</p>

吉田委員長	大きく疑問が生じるところなので、協議会までに十分に整理しておくように。
小泉委員	歴史公文書と特定歴史公文書の運用については分かった。先ほどの東委員の質問とも少し重なるが、公文書管理条例の対象とならない古文書等の歴史資料の公開については、一部は歴史館に展示し、一部は庁舎第1分館で保管されるとの理解でよいか。
文化遺産活用課	旧町村役場時代の公文書や特定歴史公文書以外の古文書等の地域資料は、原則歴史館で所蔵・展示し、歴史館に入りきらないものは庁舎第1分館で保管する。
小泉委員	条例からは話が逸れるが、その展示スペースとは、現在の緑化センターの事務所があるところか。
文化遺産活用課	そこではなく、歴史館の展示スペースを使用する。 現在も常設展示として歴史資料の一部を展示しているが、そのコーナーを充実していく。
小泉委員	緑化センターの事務所はどうなる。
文化遺産活用課	市民が資料の閲覧をしたり整理するスペースとして活用する。調査員が毎日古文書や歴史公文書の整理作業をしており、市民が閲覧にきたら、そこで見ていただく。
小泉委員	歴史館に陳列している古文書を閲覧したい場合、その場で利用させられるものは、図書館のように提供し、緑化センターの事務所の奥で見てもらおう認識でよいか。
文化遺産活用課	そうである。
小泉委員	その場になくてすぐに見せられない資料の場合の運用はどうなる。
文化遺産活用課	情報公開と同じように受付して、処理期間内に審査し、対象物を運ぶなど準備してから公開する。全てを公開するわけではなく、判断が必要なため、情報公開と同じように、受け付けてから一定の期間を設けて公開する。
小泉委員	歴史館で展示されているもの以外にもどのような資料を保管しているのか。リスト化されて、歴史館に来た市民が確認できるようになっているか。
文化遺産活用課	目録を作成し、目録はインターネット上でも公開する。市民は歴史館に来る前に目録を確認できる。
吉田委員長	公文書等の管理に関する法律は、効率的な運営と説明責任の二本柱になっている。説明責任の内容については情報公開制度が中心になっており、本市の条例においても、情報公

	<p>開制度が説明責任の中心になっている。</p> <p>積極的な情報公開は公文書管理条例とはまた別のことであるが、運用として残るので、法の精神にのっとりやっていく必要がある。この点についても、考え方をまとめておくように。</p>
門林委員	<p>現用公文書は情報公開請求、特定歴史公文書は公文書管理条例で公開するが、公文書ではない古文書等の歴史資料は、これらとは別の制度での公開になるのか。</p>
文化遺産活用課	<p>歴史館条例に基づき公開する。</p>
門林委員	<p>決定を書面で通知したりはせずに公開するのか。現在もそのような運用か。</p>
文化遺産活用課	<p>そうである。現在の条例ではその点が明確に謳われていないため、今回の改正で、一般の利用に供することを事業に明記する。</p> <p>現在は運営規則で、資料の複写等の特別利用や貸出を定めているが、それを一般の市民も閲覧できるようにしていく。</p>
門林委員	<p>古文書には市民から提供を受けて市で管理するものがあるが、その所有権は市になるのか。</p>
文化遺産活用課	<p>寄贈と寄託があり、寄贈の場合は所有権は市になるが、寄託の場合は、市は預かっているだけなので、所有権は寄託者にある。公開にあたっては、寄贈者・寄託者の意向を参酌して判断していく。</p>
門林委員	<p>寄贈された文書は公文書にはならないのか。</p>
文化遺産活用課	<p>地域資料として公文書とは区別している。</p>
総務管財室	<p>市が行政目的で取得し又は作成するものを公文書としている。</p>
門林委員	<p>地域資料として寄贈を受けることも行政目的に当たらないか。</p>
総務管財室	<p>広い意味では行政目的かもしれないが、公文書とは別で整理している。資料1の7ページ目にまとめているので参照されたい。</p>
森吉委員	<p>今あげられたような疑念があれば、この場以外でもしっかりと議論を尽くすように。</p>
吉田委員長	<p>協議会報告の前に副市長レクがあるので、それまでに、本日出た意見を踏まえて論点、資料を整理し、審議を進めるように。</p>

<p>総務管財室</p>	<p>2 報告案件 (1)和泉市職員の給与に関する条例等の一部改正 今回の条例改正は人事院勧告を受けての改正であり、和泉市独自の判断はないとのことであるが、その方向性について、市長の意向は確認できているのか人事課に確認した。今後、組合からの要求が出てきて、それを市長に報告する際に、意向を確認するとのことであった。</p>
<p>奥委員</p>	<p>補足であるが、11月7日から組合交渉が始まり、11月16日には方向性を示すことになるので、その間に市長や副市長の意向を確認する。</p>
<p>小泉委員</p>	<p>市長の意向確認というのは、人事院勧告どおりに条例を改正するか否かについてか。</p>
<p>奥委員</p>	<p>そうである。</p>
<p>総務管財室</p>	<p>続いて、人事給与改革の目玉の一つは、職階で逆転することのない給料表であるが、今回の条例改正でそれが崩れることがないか確認したが、崩れることはないとの回答を得ている。 最後に、初任給日本一について、給料表の改定でこれが崩れることはないのかを確認したが、現時点では崩れることはないとの回答を得た。</p>
<p>吉田委員長</p>	<p>報告案件について、他に質問や意見はないか。 以上で和泉市例規等審査委員会を終了する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>